

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性	
【現状分析】 本市の中心市街地の居住人口は微増しており、中心部の居住者の空洞化現象が起きるまでの状況には至っていないが、周辺地域と比べて地価が高く、居住用の住居を建築する場合、事業の採算性から高層型のマンションを建設するという傾向が高く、高齢者が住みやすい状況とは言えない。 一方、公営住宅は、既に中心市街地内やその周辺に建設されており、平成20年に本市が策定した「岩国市営住宅ストック総合活用計画」においても、公営住宅数は現在数で充足しているとの評価もあり、新たな公営住宅の新設は困難な状況にある。また、近年、民間のマンション建設により中心市街地内に高層マンションが建設され始め、多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給が図られ、人口の流入がみられるようになっている。 【街なか居住の推進の必要性】 本市においても、今後、高齢化が進み、過疎化による商店の撤退などによる生活環境の変化や交通手段の制約により、歩いて暮らせるまちづくりの必要性は増してくるものと考えられ、それを担う中心市街地に高齢者が住みやすい居住環境を確立していく。 街なか居住の基本姿勢として、民間資本を活用した中心市街地内へのマンション等の建設促進について検討しながら、中心市街地内の居住人口の増加に努めるとともに、特に、高齢者や障害者の住宅需要に対応するマンションの建設には、実現手法や制度の検討を続けていく。 【フォローアップの考え方】 事業の進捗状況を定期的に調査し、状況に応じて事業の促進などの改善を図る。	

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 岩国駅東口元町地区優良建築物等整備事業	(株)いきいき東	再掲（４章に記載）	再掲（４章）	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 街なか居住支援事業 ○事業内容 高齢者や障害者に配慮した居住環境の整備を支援 ○実施時期 H28～	民間事業者	中心市街地内では集合住宅の建設が進み、結果的には中心市街地内の居住人口は微増しているが、高層型のマンションが多く、これらの多くは広島市などへ通勤する就業者向けのものと考えられ、高齢者や障害者にとって住みよい居住環境とは言えない状況がある。 街なか居住を推進する上で、民間投資も期待しつつ、特に、高齢者や障害者に配慮した居住環境の整備を促進するため、資金調達の支援等の方策を検討していく。 全ての人に優しい街づくりとにぎわいの回復、居住人口の増加につなげることは、「誰もが住み良い環境の創出」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 共同住宅建設事業 ○事業内容 遊休地への中高層住宅の建設 ○実施時期 H26～	民間事業者	中心市街地のにぎわいを取り戻すために遊休地に就業者をターゲットとした中高層住宅の建設を推進し、人口の定着と増加を図る。 民間投資も活用しながら、住宅の供給により、街なかの居住を促進していくことは、にぎわいの回復と居住人口の増加につながり、「誰もが住み良い環境の創出」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		